



7月10日(日)は

第24回 参議院議員通常選挙の 投票日です

【問合わせ】半田市選挙管理委員会 ☎84-0613

7月25日任期満了の参議院議員通常選挙(選挙区選出・比例代表選出)が、6月22日(水)公示、7月10日(日)投票で行われます。投票は7時～20時で、市内28か所の投票所で行い、開票は同日の21時15分から、さくら小学校(体育館)で行います。

投票できる方(選挙資格)

次のいずれにも該当する方
①平成10年7月11日以前に生まれた方

②半田市内に住所を有する方
(平成28年3月21日以前に転入届をし、引き続き住民基本台帳に記録されている方)
※今回の選挙から、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

投票所入場券を郵送します

該当される方には、投票所入場券を郵送します。投票所入場券は、世帯ごとに5名まで記載されています。投票所へお越しの際は、切り離してお持ちください。なお、今回の選挙から、入場券の裏面に「宣誓書」を印字しております。

期日前投票・不在者投票

●期間 6月23日(木)～7月9日(土)
8時30分～20時

●場所 市役所期日前投票所

(1階 多目的ルーム)
※投票所入場券をお持ちください。

期日前投票

投票日に、仕事または用務などのために投票できない方は、投票日前であつても、期日前投票ができます。

投票の際には、「宣誓書」に氏名などを記入していただきます。「宣誓書」は、期日前投票所に備え付けのほか、投票所入場券(裏面)及び市ホームページから取得できます。

不在者投票

期日前投票以外で、次に該当する場合は不在者投票ができます。

①選挙人名簿登録地の市区町村(半田市)以外に滞在している場合

②不在者投票所の指定を受けた病院、老人ホームなどに入院または入所している場合

③投票日には選挙権を有するが、期日前投票を行おうとする日には選挙権がない場合(例えば、選挙期日前は

18歳未満の方)

④身体に重度の障がいがあり、身体障がい者手帳の交付を受けている方で、次に該当する場合

・両下肢、体幹の障がいが一級または二級の方(戦傷病者手帳の場合は特別項症から第2項症まで)

・移動機能の障がいが一級または二級の方

・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいが一級または三級の方

(戦傷病者手帳の場合は特別項症から第3項症まで)

・肝臓の障がいが一級～三級の方(戦傷病者手帳の場合は特別項症から第3項症まで)

・免疫の障がいが一級～三級の方

・介護保険法の被保険者証に要介護5と記載されている方

※④に該当し、郵便による不在者投票を行う方は、事前に交付を受けた「郵便投票証明書」が必要となります。

代理記載による不在者投票

④の該当者で次の方は、あらかじめ届け出た代理の方(選挙権のある方に限る)に投票用紙などへの記載をさせることができます。
・身体障がい者手帳に上肢ま

たは視覚の障がいの程度が一級と記載されている方

・戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症と記載されている方

※郵便による不在者投票を利用される場合、投票用紙は7月6日(水)の17時までに、半田市選挙管理委員会(総務課)に請求してください。

選挙公報を配布します

選挙公報は、郵便受けへの投函などにより配布します。また、市内公共施設にも設置します。

車いすの必要な方へ

投票所には、車いすが配備されておりません。投票の際に車いすが必要な方は、事前に選挙管理委員会(総務課)までご連絡ください。

車いすの必要な方へ

投票・開票状況は、順次、市ホームページ(トップページ「お知らせ一覧」)に掲載しますので、ご覧ください。